入　札　説　明　書

１　物件名及び数量　　入札物件　第１号
電話交換システム更新作業（１式）

２　入札公告日　　平成２７年２月１７日

３　入札開始及び開札日
平成２７年３月５日（木）（午前１０：１０締切）
（午前１０：００集合）

４　会　　場　　上越森林管理署　１階　入札室

５　そ　の　他　　納入設置期限　　平成２７年３月２０日

（１）　関東森林管理局署等競争契約入札心得
関東森林管理局ホームページ
（http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/090929-3.html）
の「各種約款等」を熟知してください。

（２）　入札説明書
ア　物品売買契約書（総価）（案）
イ　電話交換システム更新作業仕様書
ウ　入札書

※入札公告のとおり、下記証明書等を平成２７年３月４日（水）午後３：００までに上越森林管理署総務グループに提出し、その審査をもって入札参加許可を受けて下さい。

【提出証明書等】１　資格確認通知書（写）全省庁統一資格
２　提案書（上記５．（２）ウの仕様書内容と応札物品の仕様内容とが確認・照合できるカタログ等も添付すること。

※入札書の内訳欄に記載のない入札書は無効とします。

物 品 売 買 契 約 書（総価）（案）

1. 契約金額 ￥　　．－

内　　訳

品　名	規格・品質	数　量	単　価	金　　額	備　考
電話交換機		1.0 式			電源装置等付属品含む
電話交換機 停電用電池		1.0 式			
多機能電話機		16.0 台			

2. 納 入 期 期　　平成27年3月20日

3. 納 入 場 所　　別紙仕様書のとおり。

4. 契約保証金　　免除する。

上記の物品売買について下記条件により売買契約を締結し、本書2通を作成して、

当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成27年　月　日

住　所　新潟県上越市大道福田555番地
買 受 人　　分任支出負担行為担当官
氏　名　上越森林管理署長　　山崎　政美　　印

売 渡 人　住　所

氏　名　　印

条　　件

（総　　則）
第1条　売渡人（以下乙という。）は頭書の金額をもって頭書の物品を納入期限内に納入するものとする。

（権利義務の委任譲渡）
第2条　乙は、この契約によって生ずる一切の権利及び義務を第三者に委任又は譲渡してはならない。ただし、書面により買受人（以下甲という。）の承認を受けた場合はその限りでない。

（引渡し及び検査）
第3条　乙は契約物品を納入したときは、その旨甲に通知して甲又は甲の命じた職員の検査を受け、これに合格したときをもって引渡しを完了したものとする。

第4条　甲は納入の通知を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。

第5条　乙は品質、形状、数量等に関し、検査の結果不合格のものがあったときは、返戻、引換、数量の増減又は価格の引下げを要求されても、異議を申し立てないものとする。

（代金の支払）
第6条　乙は第3条により物品の引渡しを完了したときは、甲に支払請求書により売買代金の支払を請求することができる。

第7条　甲は、適法な請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

（支払遅延の利息）
第8条　甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となった場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律により、年2．9パーセントの遅延利息を乙に支払うものとする。

（納入期間の延長及び遅滞違約金）
第9条　乙は納入期限内に物品を納入することができないときは、納入期限の前日までに、その事由を明らかにした書面により、納入期限の延期を甲に申し出て、甲の承認を受けるものとする。

2　乙は天災その他不可抗力による場合のほか納入期限までに物品を納入できないときは、遅延日数に応じ、遅延した部分の物品の契約金額に対し、年5．0パーセントの遅滞違約金を甲に支払うものとする。

（納品の変更、中止）
第10条　甲は必要ある場合には、契約数量、金額等について変更し若しくは納品を一時中止し、又はこれを打切ることができる。

２　前項の場合において、契約数量、金額、納入期限について変更のある場合には、甲、乙協議して、変更協定書をとりかわすものとする。

３　第1項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害額を補償しなければならない。その損害額については甲、乙協議して定めるものとする。

（かし担保及び損害の負担）

第11条　引渡し完了後1年以内に契約物品にかくれた瑕疵があった場合は、乙は甲の指示に従い代品と引換又は補修費を負担するものとする。

２　引渡し前に生じた損害はすべて乙の負担とする。

（甲の解約権及び違約金）

第12条　甲は下記各号の一に該当する場合は、契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、乙は違約金として解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

（1）　乙が契約上の義務を履行しないとき、又は乙が契約を履行する見込みがないと甲が認めたとき。

（2）　乙の都合により契約の解除を申し出たとき。

（3）　乙が不正行為をしたと甲が認めたとき。

（乙の解約権）

第13条　乙は下記各号の一に該当する場合は、契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は乙に違約金を支払わないものとする。

（1）　甲が第 10 条第1項により数量、金額等を変更し若しくは納品を一部中止し又は打切ったため、契約金額が3分の1以下に減少したとき。

（2）　甲が第10条第1項により納品を一時中止したとき、中止期間が契約期間の3分の1以上に達したとき。

（3）　甲がこの契約に違反した結果、物品納入が不可能となったとき。

（解約時の支払）

第14条　第12条、第13条によってこの契約を解除した場合、検査に合格した既納物品に対しては、検査数量に応じて計算した金額を甲は乙に支払わなければならない。

（違約金の相殺）

第15条　この契約において、乙より甲に支払うべき債務が生じたときは、代金と相殺することができる。この場合、甲の収納すべき金額が乙の債権額を超過するときは、乙は当該金額を甲の指示するところに従い指定期限までに納付するものとする。

（契約外の事項）
第16条　この契約書に定めていない事項については、必要に応じ甲、乙協議して定めるものとする。

（契約に関する紛争の解決）
第17条　この契約について紛争を生じたときは、甲、乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）
第18条　甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

（1）　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（2）　乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2　乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）
第19条　乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（1）　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

（2）　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

（3）　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（4）　乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2　乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（1）　前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。

（2）　前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

（3）　乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3　乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4　第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（特約事項）

別紙1のとおり

別紙1

暴力団排除に関する特約条項

（属性要件に基づく契約解除）

第1条　甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（1）　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第 77 号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（2）　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（3）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（4）　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（5）　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第2条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（1）　暴力的な要求行為
（2）　法的な責任を超えた不当な要求行為
（3）　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
（4）　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
（5）　その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第3条　乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2　乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第4条　乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解　除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約　を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条　甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条　乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

上越森林管理署

電話交換システム更新作業仕様書

平成２７年２月

Ⅰ 概 要

１ 概 要

本仕様書は上越森林管理署庁舎に設置している電話交換システム更新作業について規定するものである。

２ 工事納入場所

新潟県上越市大道福田555番地　上越森林管理署

なお、詳細な設置箇所については担当職員と協議すること。

３ 作業完了期限

平成27年3月20日までに据付調整を完了することとする。

４ 作業内容

（1） 電話交換システム更新工事

本工事は、上越森林管理署庁舎に設置している電話交換システム本体、電源装置、周辺機器等を更新し、多機能電話機への取替え及び既設一般電話機の接続作業工事を行うものである。

（2） 撤去作業

上越森林管理署庁舎に設置している電話交換システム本体、および電源装置、周辺機器、電話機等の撤去を行う。また、不要になった付帯装置及びケーブル類も撤去することとする。

５ 納入機器数量:

納入する機器は下記内容について行うものとする。

名　称	項　目	数量	備　考
本　体	電話交換機	一式	含　電源装置
停電用電池	電話交換機停電用電池	一式	
電　話　機	多機能電話機	16台	

６ 搬 入

搬入経路、その他現場の状況を考慮し、安全に据付場所へ搬入することとする。

７ 試 験

試験は工事対象設備全般について実施すること。

また、担当職員立会のうえ、総合試験を実施すること。

8　検査及び引渡し

本仕様書に基づき、担当職員立会のうえ検査を受けるものとし、合格をもって引渡しを行うこととする。

なお、施工完了後は、施工届、完成図書、試験成績表、取扱説明書等の必要書類を取りまとめ、指定された期日までに提出すること。

9　保　証

この設備の運用開始の日から起算して1年以内に生じた調整、不良及び故障等で、受注者の責任とみなされるものについては、受注者は直ちに無償修理又は代替品を納入するものとする。

10　申請手続

本工事の施工、完成に必要な通信事業者への申請手続きは、請負者が代行することとする。

11　その他の事項

（1）　施工にあたり疑義が生じた場合は速やかに担当職員と協議の上、対応すること。

（2）　本仕様書に明示のない事項であっても、機能上当然必要と認められる事項については、本工事に含むものとする。

（3）　設置機器の運用方法、設定内容については発注者と調整を図ること。

Ⅱ　IP 電話交換機 機器仕様

1　IP 電話交換機

（1） 概　要

ア　本電話交換機は、電話交換機本体、電話機、電源装置、他周辺装置をもって構成され、下記の通話を行うことを主な目的とする。

① 内線相互通話

② 内線と外線間通話

③ 内線と専用線間通話

イ　本電話交換機、構内交換設備に関する技術基準及び関係ある法令規格等を満足するものとする。

（2） 方　式

通話路方式	PCM 時分割一段スイッチ
制御方式	蓄積プログラム
プロセッサ	32 ビットマイクロプロセッサ

（3） 収容回線数

ISDN回線　　:2回線

アナログ回線　:2回線

（4） 番号計画

番号計画は別途詳細打合せにより決定するものとする。

（5） 電気的条件

ア　電　源

項目	条件
入力電源	AC100V±10%
停電対策	停電時は内蔵バッテリー等によりバックアップが可能なこと（最大3時間）

イ　その他の条件

その他、総務省令で定められた技術基準に適合していること。

（6） 構　造

基本モジュールは高信頼性を確保し保守点検が容易な構造とし、設置スペースは450mm（W）×200mm（D）×500mm（H）以内とする。

（7） 環境条件

周囲温度:5℃～35℃　±5℃以内とする。

2 その他の事項

施工にあたり疑義が生じた場合は速やかに担当職員と協議の上、対応すること。

Ⅲ 端末 機器仕様

1 多機能電話機

（1） 機能ボタン数 ： 12ボタン以上を有し、この他、保留、転送, フッキングの固定機能ボタン

（2） LCDディスプレイ ： 可動式とし、バックライト付であること。 80mm（W）×40mm（H） 以上

（3） 外形 ： 180mm（W）×260mm（D）×110mm（H） ±10mm の範囲

（4） ケーブル ： モジュラーケーブル又は、LAN ケーブル

（5） その他機能要件

ア 発着信履歴を蓄積ができること。

イ 同一タイプの多機能電話機については白色を基準とするが、他色からの選択が可能なこと。

2 その他の事項

施工にあたり疑義が生じた場合は速やかに担当職員と協議の上、対応すること。

平成２７年　　月　　日

分任支出負担行為担当官
　　上越森林管理署長　　殿

住　　所

会社等名

印

平成２７年２月１７日公告
物件番号　第１号　電話交換システム更新作業（１式）

一般競争入札の参加資格の下記証明書類について、別紙のとおり提出します。
なお、記載事項に関する照会については、下記担当までご連絡願います。

記

①　25.26.27年度全省庁統一資格の審査結果通知書の写し

②　提案書（提案品のカタログ等含む）

（担当）
１　所属部課名：
２　役　　職：
３　担当者氏名：
４　電 話 番 号：
５　ＦＡＸ番号：

提　案　書

電話交換システム更新作業（１式）　　会社名

	仕様書番号①	
提案機種本体名		
その他特記すべき事項		

仕様書内容と提案物品の仕様内容とが確認・照合できるカタログ等も添付すること。

入　　札　　書

入札物件 第1号　電話交換システム更新作業（1式）

	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

※ 金額の頭に￥マークを付けること。

上記金額で関東森林管理局署等競争契約入札心得、契約条項等、仕様書、その他関係事項一切を承諾の上入札いたします。

（内　訳）

電 話 交 換 機	円
電話交換機停電用電池	円
多 機 能 電 話 機	円／台×16台＝ 円
計	円

平成　　年　　月　　日

分任支出負担行為担当官
上越森林管理理署長　　殿

所　在　地

会　社　名

代表者氏名

代　理　人　　印